

平成 29 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	4
I 市町村事業の状況	
1 保育所定員の弾力化の状況	4
2 短時間勤務の保育士の導入状況	6
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	7
4 子育て支援に関する情報提供の状況	8
5 放課後児童クラブの状況	9
6 ファミリー・サポート・センターの状況	13
II 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況	
1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率	14
2 経営主体別施設・事業数	14
3 職種別常勤換算従事者数	15
用語の解説	16

平成 29 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施している。平成29年は、市町村事業調査、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査を実施した。

2 調査客体

(1) 市町村事業調査

全国の市町村を対象及び客体とした。

(2) 幼稚園型認定こども園調査

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の幼稚園型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(3) 地方裁量型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の地方裁量型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(4) 家庭的保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の家庭的保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(5) 居宅訪問型保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の居宅訪問型保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(6) 事業所内保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の事業所内保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

3 調査の期日

平成 29 年 10 月 1 日

4 調査の事項

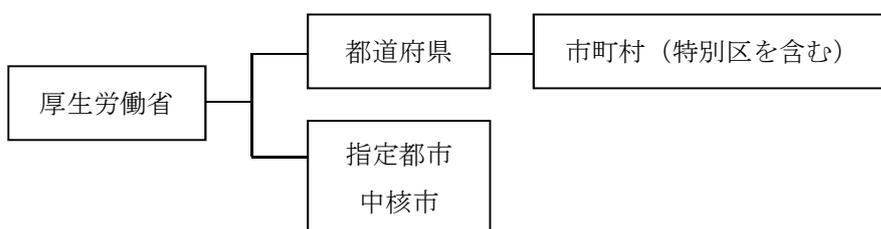
(1) 市町村事業調査：

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

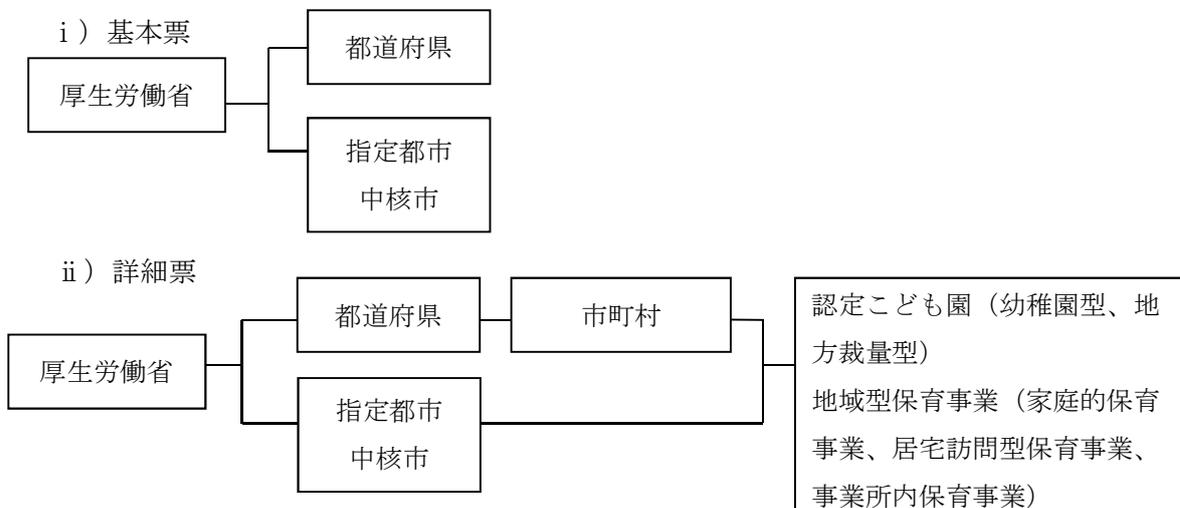
(2) 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査：施設・事業所数、利用児童数 等

5 調査系統及び方法

(1) 市町村事業調査



(2) 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査



平成 28 年調査までは、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施した。

平成 29 年調査からは、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施している。

6 結果の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。調査客体数等は以下の通り。

〈市町村事業調査〉

	調査対象市町村数	調査票回収市町村数				
			保育所がある市町村数	保育所総数		
				公営	私営	
市町村事業調査	1,741	1,707	1,609	23,017	8,169	14,848

〈認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査〉

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
幼稚園型 認定こども園調査	808	764	94.6%	763
地方裁量型 認定こども園調査	65	60	92.3%	60
家庭的保育事業 調査	901	746	82.8%	746
居宅訪問型 保育事業調査	11	8	72.7%	8
事業所内 保育事業調査	474	446	94.1%	446

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

「—」：計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

結 果 の 概 要

I 市町村事業の状況

1 保育所定員の弾力化の状況

(1) 市町村の状況

保育所がある 1,609 市町村のうち、「定員の弾力化を認めている」は 1,230 市町村 (76.4%) で、「定員の弾力化を認めていない」は 379 市町村 (23.6%) となっている。(表 1)

表 1 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況

	市町村数	割合
保育所がある市町村	1,609	100.0%
定員の弾力化を認めている	1,230	76.4%
うち、弾力化を実施している	1,195	74.3%
定員の弾力化を認めていない	379	23.6%

※定員の弾力化：設備運営基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れること。

(2) 保育所の状況

「定員の弾力化を実施している」保育所は、14,737 箇所 (64.0%) あり、公営は 4,008 箇所 (49.1%)、私営は 10,729 箇所 (72.3%) となっている。前回調査（平成 26 年）と比較すると、「定員の弾力化を実施している」保育所は、公営・私営ともに減少している。(表 2)

表 2 公営私営別にみた定員弾力化の状況

	合計			公営			私営		
	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない
平成29年	23,017 100.0%	14,737 64.0%	8,280 36.0%	8,169 100.0%	4,008 49.1%	4,161 50.9%	14,848 100.0%	10,729 72.3%	4,119 27.7%
平成26年	24,570 100.0%	18,202 74.1%	6,368 25.9%	9,570 100.0%	5,538 57.9%	4,032 42.1%	15,000 100.0%	12,664 84.4%	2,336 15.6%
平成29年－平成26年	▲ 1,553 -	▲ 3,465 ▲ 10.1%	1,912 10.1%	▲ 1,401 -	▲ 1,530 ▲ 8.8%	129 8.8%	▲ 152 -	▲ 1,935 ▲ 12.1%	1,783 12.1%

(3) 定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定と認めていない理由

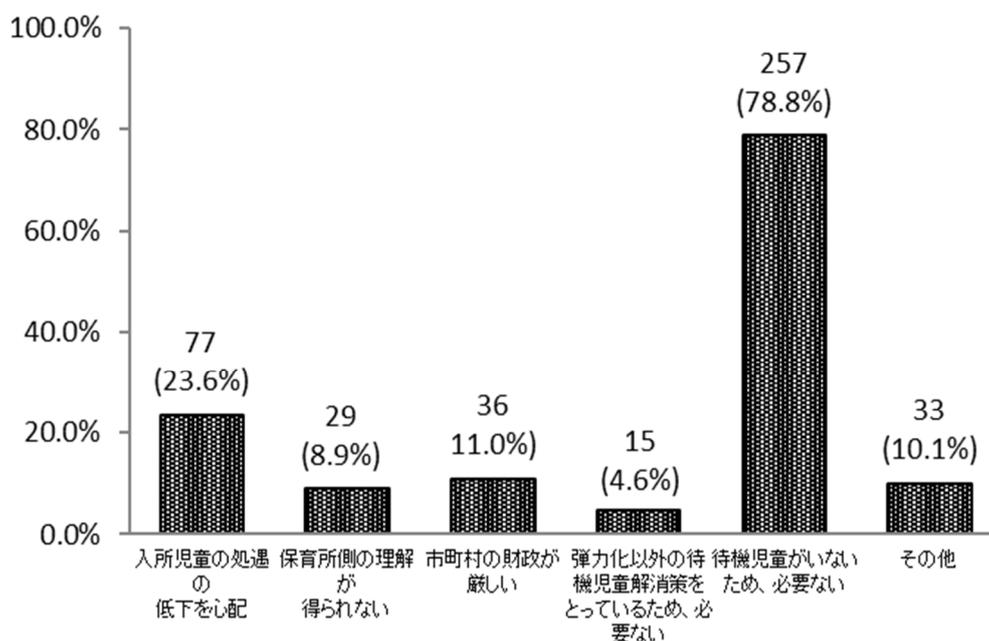
「定員弾力化を認めていない」379市町村について、「今後の予定」をみると、「認める予定」16市町村（4.2%）、「現在検討中」55市町村（14.5%）、「認める予定なし」271市町村（71.5%）となっている。（表3）

表3 定員弾力化を認めていない市町村の今後の予定

	認める予定	現在検討中	認める予定なし	不詳	総数
市町村数	16	55	271	37	379
割合	4.2%	14.5%	71.5%	9.8%	100.0%

定員弾力化を「現在検討中」「認める予定なし」の市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がいないため、必要ない」が256市町村（78.5%）で最も多い。（図1）

図1 定員弾力化を認めていない理由（複数回答）



2 短時間勤務の保育士の導入状況

短時間勤務の保育士を導入している保育所は 14,033 箇所（61.0%）あり、平成 26 年調査よりも 2,822 箇所（15.4%）増加している。（表 4）

表 4 短時間勤務の保育士を導入している保育所

	総数	導入している		導入していない	
		箇所数	割合	箇所数	割合
平成29年	23,017	14,033	61.0%	8,984	39.0%
平成26年	24,570	11,211	45.6%	13,359	54.4%
増減率		2,822	15.4%	▲ 4,375	▲ 15.4%

※短時間勤務の保育士：設備運営基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てること。

短時間勤務の保育士の数は、全体で 64,458 人となっており、平成 26 年の 45,940 人よりも 18,518 人増加している。公営で 21,386 人、私営で 43,072 人となっている。

また、1 保育所当たり短時間勤務保育士の数をみると、全体で 4.6 人となっており、平成 26 年の 4.1 人よりも 0.5 人増加している。公営で 4.8 人、私営で 4.5 人となっており、公営の方が 1 保育所当たり短時間勤務保育士の数は多い。（表 5）

表 5 短時間勤務の保育士を導入している保育所数と短時間勤務の保育士数

	総数			公営			私営		
	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)
平成29年	14,033	64,458	4.6	4,423	21,386	4.8	9,610	43,072	4.5
平成26年	11,211	45,940	4.1	3,739	16,936	4.5	7,472	29,004	3.9
平成29年-平成26年	2,822	18,518	0.5	684	4,450	0.3	2,138	14,068	0.6

3 保育料の収納事務の私人への委託状況

保育所がある市町村における保育料の収納事務の私人への委託状況をみると、「委託している」が 384 市町村（23.9%）、「委託する予定あり」が 28 市町村（1.7%）、「委託する予定なし」が 1,190 市町村（74.0%）となっている。（表 6）

表 6 保育料の収納事務の私人への委託状況

	委託している	委託していない		不詳 (未回答含む)	総数	
		委託する予定あり	委託する予定なし			
市町村数	384	1,218	28	1,190	7	1,609
割合	23.9%	75.7%	1.7%	74.0%	0.4%	100.0%

「委託している」「委託する予定あり」の市町村について委託先をみると、「コンビニエンスストア」が 259 市町村（62.9%）と最も多く、次いで「私営保育所」が 154 市町村（37.4%）となっている。（表 7）

表 7 「委託している」「委託する予定あり」と回答した市町村の保育料収納事務の委託先
(複数回答)

	コンビニエンスストア	私営保育所	その他	未定
市町村数	259	154	57	4
割合	62.9%	37.4%	13.8%	1.0%

4 子育て支援に関する情報提供の状況

市町村における子育て支援に関する情報提供の状況をみると、1,695 市町村（99.3%）で子育て支援に関する情報提供を実施している。（表 8）

表 8 子育て支援に関する情報提供の状況

	提供している	提供していない	不詳	総数
市町村数	1,695	7	5	1,707
割合	99.3%	0.4%	0.3%	100.0%

子育て支援に関する情報提供の内容をみると、「保育施設・サービスの内容」が、1,685 市町村（99.4%）で最も多い。一方、「保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指導事項等）」は 654 市町村（38.6%）であり、他の項目と比べて情報提供している市町村は少ない。（表 9）

表 9 子育て支援に関する情報提供の内容（複数回答）

	保育施設・サービスの内容	保育施設・サービスの料金	保育施設・サービスの利用（手続き）方法	保育所入所の選考基準	保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指導事項等）	児童手当等、子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	休日・夜間小児緊急医療情報	総数
市町村数	1,685	1,675	1,684	1,456	654	1,666	1,675	1,396	1,695
割合	99.4%	98.8%	99.4%	85.9%	38.6%	98.3%	98.8%	82.4%	100.0%

※子育て支援に関する情報提供状況不詳を除く。

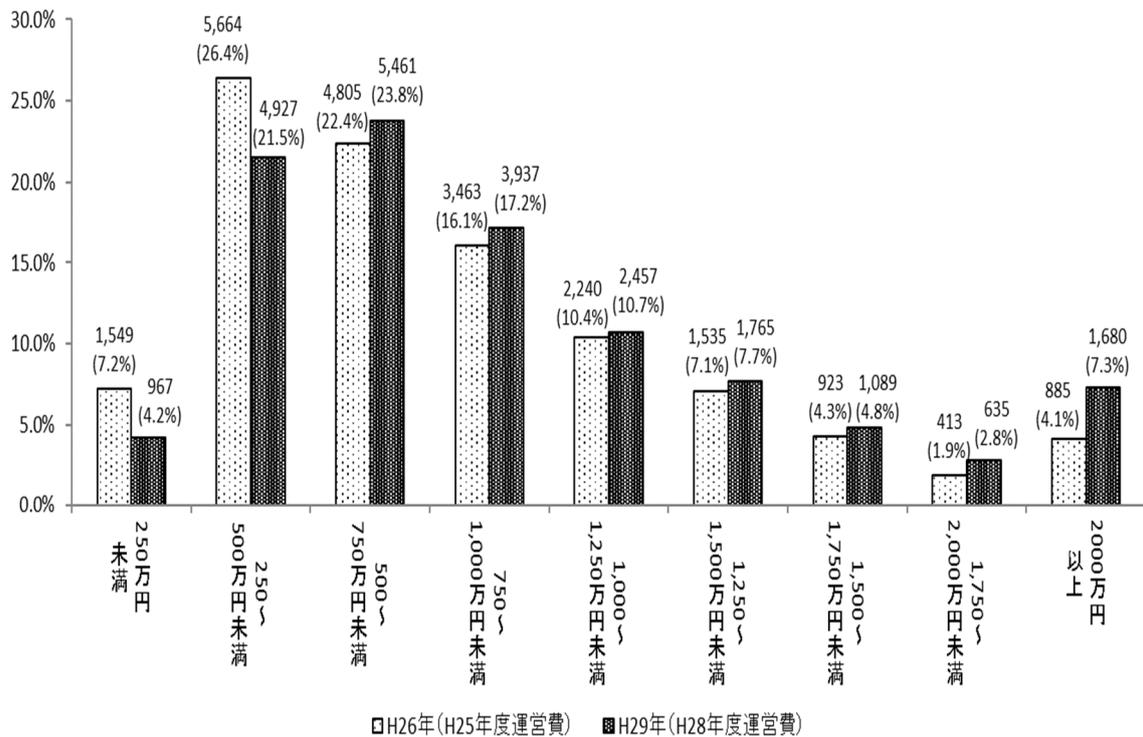
5 放課後児童クラブの状況

(1) 運営費（平成28年度）の状況

放課後児童クラブ数は23,314箇所あり、平成26年と比べると1,837箇所増加した。1か所あたりの年間運営費別にみると、「500～750万円未満」が5,461箇所（23.8%）と最も多く、次いで「250～500万円未満」が4,927箇所（21.5%）となっている。

（図2）

図2 放課後児童クラブにおける1か所あたり運営費の状況



※年間運営費不詳を除く。

(2) 利用料金（おやつ代等の実費徴収を含まない）

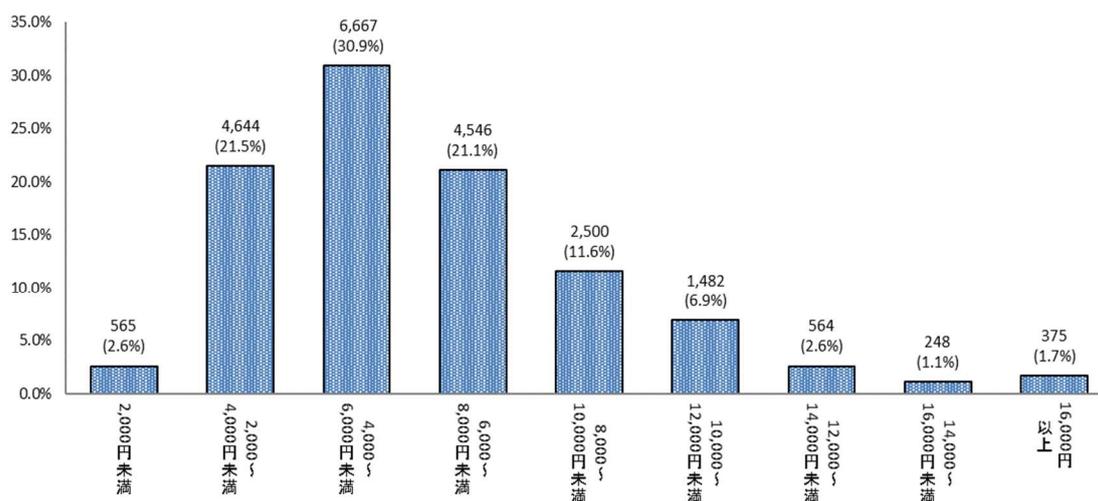
放課後児童クラブにおける利用料金の有無をみると、「利用料なし」が 1,546 箇所（6.6%）、「利用料あり」が 21,591 箇所（92.6%）となっている。（表 10）

表 10 放課後児童クラブにおける利用料金の有無

	利用料なし	利用料あり	不詳	総数
クラブ数	1,546	21,591	177	23,314
割合	6.6%	92.6%	0.8%	100.0%

「利用料あり」の放課後児童クラブにおける利用料金（平均月額）は「4,000～6,000 円未満」が 6,667 箇所（30.9%）と最も多く、次いで「2,000～4,000 円未満」が 4,644 箇所（21.5%）と多い。（図 3）

図 3 「利用料あり」の放課後児童クラブにおける平均月額利用料金の状況



(3) 実費徴収金

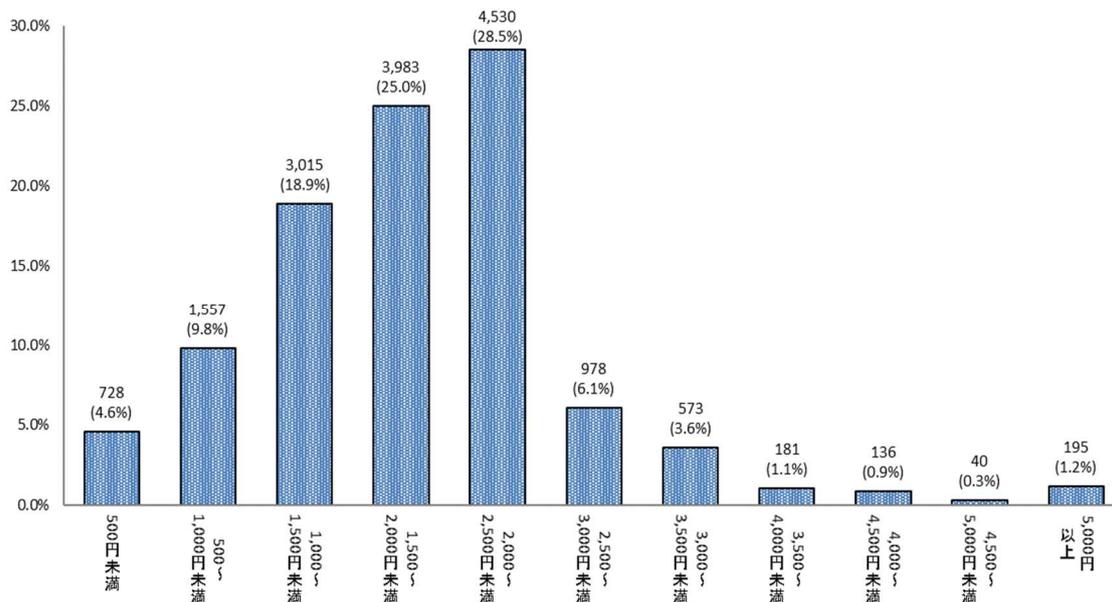
放課後児童クラブにおける実費徴収金の有無をみると、「実費徴収なし」が6,540箇所(28.1%)、「実費徴収あり」が15,916箇所(68.3%)となっている。(表11)

表11 放課後児童クラブにおける実費徴収金の有無

	実費徴収なし	実費徴収あり	不詳	総数
クラブ数	6,540	15,916	858	23,314
割合	28.1%	68.3%	3.7%	100.0%

「実費徴収あり」の放課後児童クラブにおける実費徴収金(平均月額)は「2,000～2,500円未満」が4,530箇所(28.5%)と最も多く、次いで「1,500～2,000円未満」が3,983箇所(25.0%)と多い。(図4)

図4 「実費徴収あり」の放課後児童クラブにおける平均月額実費徴収金の状況



(4) 利用料減免措置

市町村における放課後児童クラブの利用料減免措置の有無をみると、「減免措置なし」が 375 市町村 (23.8%)、「減免措置あり」が 1,203 市町村 (76.2%) となっている。

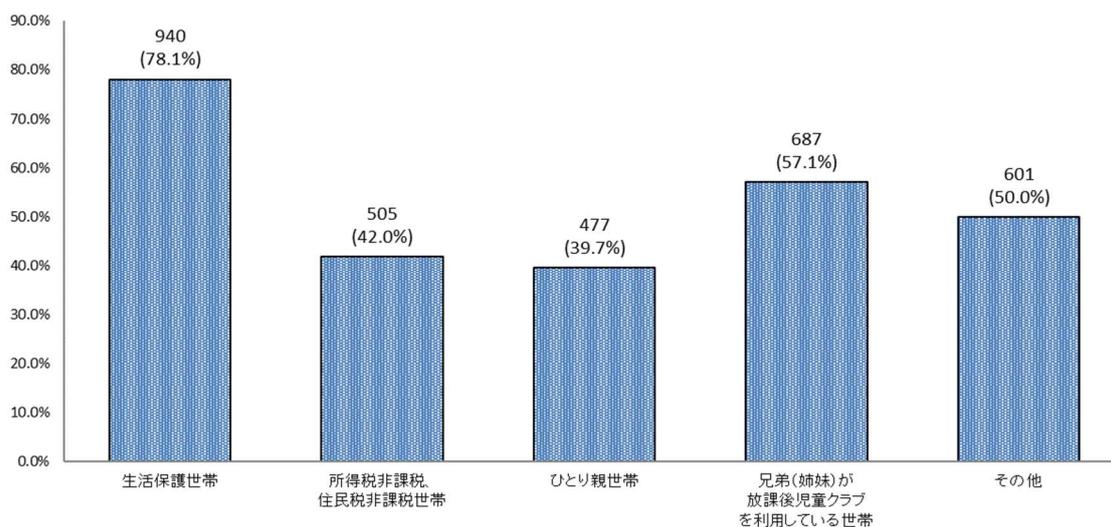
(表 12)

表 12 市町村における利用料減免措置の有無

	減免措置なし	減免措置あり	総数
市町村数	375	1,203	1,578
割合	23.8%	76.2%	100.0%

「減免措置あり」の市町村における減免措置の対象は「生活保護世帯」が 940 市町村 (78.1%) と最も多く、次いで「兄弟(姉妹)が放課後児童クラブを利用している世帯」が 687 市町村 (57.1%) と多い。(図 5)

図 5 「減免措置あり」の市町村における減免措置の対象(複数回答)



6 ファミリー・サポート・センターの状況

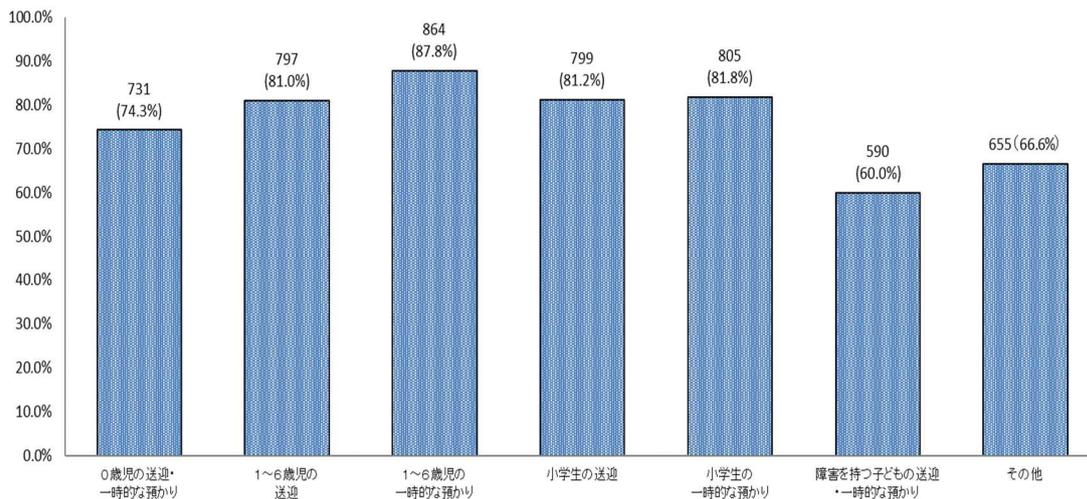
ファミリー・サポート・センターの実施の有無をみると、「実施有り」が984市町村（57.6%）「実施無し」が723市町村（42.4%）、となっている。（表13）

表13 市町村におけるファミリー・サポート・センターの実施の有無

	実施有り	実施無し	総数
市町村数	984	723	1,707
割合	57.6%	42.4%	100.0%

「実施あり」の市町村における活動状況は「1～6歳児の一時的な預かり」が864市町村（87.8%）と最も多く、次いで「小学生の一時的な預かり」が805市町村（81.8%）と多い。（図6）

図6 ファミリー・サポート・センターを実施している市町村における活動状況（複数回答）



Ⅱ 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況

1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

施設・事業の種類別にみると、施設・事業数、定員数及び利用児童数全てにおいて「幼稚園型認定こども園」が最も高くなっており、利用率は「地方裁量型認定こども園」が最も高くなっている。（表 14）

表 14 施設・事業の種類別にみた施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

	幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
施設・事業数（箇所）	763	60	746	8	446
定員数（人）	29,646	3,002	3,140	18	9,487
利用児童数（人）	27,775	2,989	3,038	12	8,749
利用率（％）	93.7	99.6	96.8	66.7	92.2

2 経営主体別施設・事業数

施設・事業の種類別に経営主体別施設・事業数の構成割合をみると、幼稚園型認定こども園は「その他の法人」、地方裁量型認定こども園は「営利法人（会社）」、家庭的保育事業は「その他（個人を含む）」、居宅訪問型保育事業は「営利法人（会社）」、事業所内保育事業は「営利法人（会社）」がそれぞれ最も高くなっている。（表 15）

表 15 施設・事業の種類別にみた経営主体別施設・事業数の構成割合

	総数	公営							私営										不詳
		国・独立 行政法人	都道府県	市区町村	一部事務 組合・広 域連合	社会福祉 法人	医療法人	公益法 人・日本 赤十字社	公益法人	日本赤十 字社	営利法人 （会社）	その他の 法人	一般社 団・財団 法人	農業協同 組合及び 連合会	消費者生 活協同組 合及び連 合会	特定非営 利活動法 人(NPO)	その他の 法人	その他(個 人を含む)	
総数	100.0%	0.2%	0.0%	2.9%	0.0%	7.3%	4.6%	0.7%	0.7%	0.0%	10.5%	39.4%	0.7%	0.0%	0.2%	2.0%	36.5%	34.3%	0.0%
認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	5.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%	4.1%	88.1%	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%	86.2%	1.5%	0.1%
幼稚園型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	92.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.5%	1.0%	0.1%
地方裁量型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	56.7%	31.7%	10.0%	0.0%	0.0%	16.7%	5.0%	6.7%	0.0%	0.0%
地域型保育事業	100.0%	0.4%	0.0%	0.9%	0.0%	12.3%	7.8%	1.0%	1.0%	0.0%	14.8%	6.0%	0.7%	0.1%	0.3%	2.5%	2.4%	56.8%	0.0%
家庭的保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	3.2%	0.3%	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%	90.5%	0.0%	0.0%
居宅訪問型保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業所内保育事業	100.0%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	27.8%	20.9%	2.7%	2.7%	34.3%	10.5%	1.3%	0.2%	0.9%	2.7%	5.4%	1.6%	0.0%	0.0%

3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数を施設・事業の類型別にみると、以下の表のとおりとなっている。

(表 16)

表 16 施設・事業の類型別にみた職種別常勤換算従事者数

	総数	認定こども園			地域型保育事業					
		幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業	
総数	21,342	15,700	14,734	966	5,642	1,838	14	3,790	1,825	1,965
施設長・園長・管理者	1,194	784	726	58	410	59	1	350	123	227
医師	66	28	26	2	38	27	0	11	4	7
歯科医師	42	27	25	2	15	7	0	8	3	5
保健師・看護師	107	46	34	12	61	7	0	54	32	22
保育士	2,381	922	813	109	1,459	0	0	1,459	1,459	0
うち幼稚園教諭免許保有者	757	0	0	0	757	0	0	757	757	0
保育教諭	10,146	10,146	9,603	543	0	0	0	0	0	0
うち保育士資格保有者	8,890	8,890	8,431	459	0	0	0	0	0	0
保育従事者	1,494	0	0	0	1,494	0	0	1,494	0	1,494
うち保育士資格保有者	1,387	0	0	0	1,387	0	0	1,387	0	1,387
家庭的保育者	899	0	0	0	899	899	0	0	0	0
うち保育士資格保有者	695	0	0	0	695	695	0	0	0	0
家庭的保育補助者	625	0	0	0	625	625	0	0	0	0
居宅訪問型保育者	11	0	0	0	11	0	11	0	0	0
うち保育士資格保有者	8	0	0	0	8	0	8	0	0	0
栄養士	307	213	184	29	94	11	0	83	36	47
調理員	927	570	498	72	357	155	0	202	88	114
事務員	893	812	776	36	81	26	1	54	28	26
その他の教諭	596	596	568	28	0	0	0	0	0	0
その他の職員	1,654	1,556	1,481	75	98	22	1	75	52	23

注：従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。なお、「0」は常勤換算従事者数が0.5人未満である。従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「-」とした。

- 1) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 2) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 3) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条にもとづき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 4) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

用語の定義

【全調査共通】

1 「保育所」

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

2 「認定こども園」

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え認定基準を満たす施設。

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ・地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

(1) 「幼保連携型認定こども園」

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(2) 「幼稚園型認定こども園」

幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(3) 「保育所型認定こども園」

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(4) 「地方裁量型認定こども園」

幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

3 「地域型保育事業」

0～2歳児の保育の受け皿として、新たに公的給付の対象とされた市町村による認可事業。

(1) 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業。

(2) 小規模保育事業

保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設で、保育を行う事業。

(3) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業。

(4) 事業所内保育事業

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業。

4 「保育所等」

子ども・子育て支援新制度の施設・事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）。

【市町村事業の状況（市町村事業調査）】

1 保育所定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、待機児童解消等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

2 短時間勤務の保育士

短時間勤務の保育士とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

3 保育料の収納事務の私人への委託

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

4 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況（幼稚園型認定こども園調査、地方裁量型認定こども園調査、家庭的保育事業調査、居宅訪問型保育事業調査、事業所内保育事業調査）】

1 「利用率」

利用者数の定員に対する割合

2 「常勤換算従事者数」

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。